

所沢グループリビングそよ風 生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他連絡先	
事業者の名称	フリガナ:カブシキガイシャユニマツリタイアメントコミュニティ 株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ
事業者の所在地	〒 107-0061 東京都港区北青山 2-7-13 プラセオ青山ビル
事業者の連絡先	電話番号 03-5413-8228
	FAX 03-5413-8227
	ホームページアドレス http://www.unimat-rc.co.jp
事業者の代表者名	代表取締役 中川 清彦

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
事業主体の名称	法人等の種類	あり	なし	株式会社
	カブシキガイシャユニマツリタイアメントコミュニティ			
	株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ			
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 107-0061 東京都港区北青山 2-7-13 プラセオ青山ビル			
事業主体の連絡先	電話番号	03-5413-8228		
	FAX	03-5413-8227		
	ホームページアドレス	http://www.unimat-rc.co.jp		
事業主体の代表者の氏名	代表取締役 中川 清彦			
事業主体が行っている主な事業等	別紙にて			

3. 住宅概要

名 称	(フリガナ) トコロザワグループリビングソヨカゼ	
	所沢グループリビングそよ風	
所 在 地	〒 359-1142 埼玉県所沢市上新井 5-7-12	
当住宅の連絡先	電話番号	04-2920-0300
	FAX 番号	04-2920-0303
	ホームページ・アドレス	
当住宅の管理者の氏名及び職名	氏 名	杉山 有里
	職 名	管理責任者

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等
毎食時及び巡回により、入居者の希望を尊重しながら状況把握を行います。

サービス名称	内 容		料 金	消 費 税	
基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握サービス（食事の際または1日1回声をかけをし、状況把握を致します） ・生活相談サービス（9：30～18：30までの間は職員が随時ご相談をお受けいたします） ・フロントサービス・アクティビティサービス・業務委託管理サービス ・緊急対応・健康管理及び相談 		月額 26,190円	課税	
	常駐する者及び時間帯	1名以上			9時00分～18時00分
	常駐する者の不在時の対応及び時間帯	当直1名			18時00～翌9時00分
服薬管理サービス	服薬の管理、お知らせ、服薬確認を致します。		月額 4,715円	課税	
食事提供サービス	食事時間	朝食 8：00～10：00 昼食 12：00～14：00 夕食 18：00～20：00 ※欠食の場合は ご連絡下さい。	朝食： 411円 昼食： 734円 夕食： 785円	課税	
	配膳	ご本人様の希望により、居室で食事を摂られる場合は、食事を居室までお届けします。	105円/回 (配膳・下膳)		
食事を召し上がるかどうかは前日 10：00までに職員に申し出て下さい。前日 10：00以降のキャンセルに関しましては、召し上がらなくても料金をいただきます。病院・歯科医療機関等で担当医師から食事に関する指示書（食事箋）を出されている場合には、職員にご相談ください。					
オプションサービス ※月の合計時間数にて計算いたします。					
①身体に係わるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●車イスの介助（散歩、買い物） ●夜間帯の見守り、付添い ●着替えの手伝い、見守り●入浴の手伝い、見守り ●トイレの介助、見守り ●服薬時間のお知らせと安全確認●その他 		315円 /5分単位 (5分未満は切り捨て)	課税	
②生活援助に係わるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●雑巾がけ●簡単な窓拭き●買い物代行 ●新聞、雑誌の整理・代読●衣類の整理 ●冷蔵庫や食器棚の整理 ●洗濯、洗濯物干し、取り込み●その他 		262円 /5分単位 (5分未満は切り捨て)		
③外出支援に係わるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●外出の付添い、見守り●通院介助 ●入院・退院時の身の回りの世話 		890円 /15分単位 (15分未満は切り捨て)		

本契約におけるサービスは、私的契約に基づくものであり、介護保険法によるサービスではありません。介護保険法に基づくサービスを利用する場合には、入居者が個々に事業者と契約を結んでいただく必要がございます。その場合は事業者の選択は入居者の自由な意思により選べます

消 費 税	税法に則り消費税を負担。表示金額は総額表示。
-------	------------------------

5. 生活支援サービス職員体制

サービス	人数	提供事業者
食事提供サービス	7名	自ら提供 (株)ユマツ リタイメント・コミュニティ
身体に関わるサービス及び生活援助に関わるサービス	1名以上	自ら提供 (株)ユマツ リタイメント・コミュニティ

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法
原則として、毎月 15 日までに前月分のご請求をお渡しいたします。
支払方法
お支払い方法に関しては、基本的には口座振替にさせていただきます。お支払いは、月末日とさせていただきますが、口座振替は 27 日引き落としとなります。但し、利用者のご都合により、現金集金、銀行振り込みでのお支払もご相談に応じます。

7. 生活支援サービス利用者からの苦情に対する窓口等の状況

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況	
所沢グループリビングそよ風 管理責任者	
電話番号	04-2920-0300
対応している時間	9 : 00 ~ 17 : 30 (平日・土日祝)
備考	管理責任者が不在の場合は職員にお申し付けください。
株式会社ユマツ リタイメント・コミュニティ 介護サービスに関する苦情・事故相談窓口	
電話番号	TEL : 03-6692-9532 FAX : 03-3403-3585
対応している時間	9:00~18:00
備考	日曜、祝日、第1・第3・第4土曜日及び12月30日~1月3日を除く
所沢市市民経済部 市民相談課 消費生活センター	
電話番号	04-2926-0999
対応している時間	午前 10 : 00 ~ 11 : 30 午後 13 : 00 ~ 15 : 30 (土日祝、12/29 ~ 1/3)
埼玉県消費生活支援センター川越	
電話番号	049-247-0888
対応している時間	9 : 30 ~ 16 : 00 (土日祝、12/29 ~ 1/3 除く)
埼玉県福祉部高齢者福祉課	
電話番号	048-830-3254
対応している時間	8 : 30 ~ 17 : 15 (土日祝、12/29 ~ 1/3 除く)
埼玉県都市整備部住宅課	
電話番号	048-830-5562

対応している時間	8：30～17：15（土日祝、12/29～1/3 除く）
----------	------------------------------

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理については、入居者本人が行うことを原則としています。しかし、入居者の状況及び家族の状況により金銭管理が必要な場合、ご相談させていただきます。この場合、具体的な管理方法やご本人及び身元引受人への報告方法などについて協議の上、決めさせていただきます。 ・入居者のかかりつけの病院・医師、歯科医院・歯科医への問い合わせについて、主治医やかかりつけの病院で継続して健康診断や診察を受けられることは差し支えありません。ただし、事業者は、緊急時等のために入居者の健康状態を把握しておく必要がありますので、入居者の主治医やかかりつけの病院に、健康状況について問い合わせることがあります。 ・事業者は、入居者のために医師に対する往診の依頼、入院の手続き代行等援助は行いますが、治療行為は行いません。なお、医療を受けるにあたって医療に要する費用は、すべて入居者の負担となります。事業者は、入居者の治療を依頼するに当り、当該患者の状態を的確に把握、伝達することに努めます。 ・身体・生活援助に係るサービスの利用希望の際は事前に職員へお問い合わせ下さい。サービス内容についてご希望を伺い、提供させていただきます。ただし、状況や内容によってサービスが行えない場合や希望の時間に提供できない場合もございます。提供したサービスにつきましては、毎回記録をとらせていただきます。

9. 契約の解除内容等

入居者からの解除
1カ月の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解除することができます。
事業者からの解除
入居者の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
○ ・ 無	(三井住友海上火災保険株式会社)
サービス提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	入居者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を致します。なお、損害賠償はサービス提供における事業者側の過失を原因として事故が発生した場合に実施するものです。サービス提供以外の時間及び外出中の不慮の事故により入居者が受けた損害災難について、一切の責任を負いません。

生活支援サービス提供にあたり、利用者に対して、書面に基づいて重要事項について説明しました。

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者 _____ 印

事業者名 株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ

住 所 東京都港区北青山2-7-13 プラセオ青山ビル

代表者 代表取締役 中川 清彦

私は、事業者から生活支援サービスの重要事項について説明を受けました。

利用者名 _____ 印

住 所 _____

(身元引受人)

氏 名 _____ 印

住 所 _____

(署名代行者)

私はご入居者と共に上記重要事項の説明を受け、ご入居者に代わり署名を行いました。

氏 名 _____ 印

住 所 _____

別紙

- (1) 健康管理および健康増進に関するコンサルティング業務
- (2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (5) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (6) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

- (7) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (8) 介護保険法に基づく地域支援事業
- (9) 介護保険法に基づく要支援並びに要介護認定の面接調査および申請代行業務
- (10) 介護保険法に基づく地域包括支援センター運営事業
- (11) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (12) 老人福祉法に基づく老人介護支援センター運営事業
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (15) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営および管理に関する事業
- (16) 在宅高齢者への配食業務
- (17) 弁当・惣菜等の製造販売業
- (18) 食品・日用雑貨等の宅配業
- (19) 在宅用寝具のレンタル
- (20) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (21) 旅館業・ホテル業
- (22) 飲食店業
- (23) 住宅リフォームの企画、請負および斡旋業務
- (24) 不動産の開発、売買、賃貸借、維持管理、保有及び仲介
- (25) 建築物の企画、設計、工事監理及びコンサルティング
- (26) 老人介護食、医療食に関する開発、研究および販売
- (27) 労働者派遣事業
- (28) 有料職業紹介事業
- (29) 医療用機器、介護用機器および用品・介護施設備品の製造、販売、輸出入、賃貸および中古介護用品の売買に関する業務
- (30) 電気機器、通信機器の販売および保守工事に関する業務
- (31) 医薬品および医薬部外品の販売および輸入に関する業務
- (32) 生命保険の募集に関する業務
- (33) 損害保険代理業務
- (34) 介護事業に関するコンサルティング業務
- (35) インターネットを利用した通信販売事業
- (36) インターネットを利用した会員制情報提供サービス
- (37) 保育所の経営
- (38) 化粧品及び美容用品の企画、開発及び販売
- (39) 書籍の企画、編集、製作、出版および販売事業
- (40) 薬局の経営
- (41) 旅行業法に基づく旅行業
- (42) 理容・美容事業
- (43) 美術品販売
- (44) スポーツ施設の運営、管理
- (45) 警備業
- (46) 教育事業
- (47) 生活支援サービスおよび自費介護事業
- (48) VR（仮想現実）及びAR（拡張現実）を利用した体験ソフト及びコンテンツの企画制作並びに販売
- (49) ペットシッターの業務請負及び人材派遣
- (50) キャンプ場、バーベキュー場等の運営、管理及び経営
- (51) レジャー、アミューズメント施設の運営、管理及び経営
- (52) エステサロン、スパ（浴場・プール・サウナ・マッサージ・アロマセラピー等）の運営、管理及び経営
- (53) クリーニング業
- (54) 前各号に附帯する一切の事業

